

北陸自動車道における高速乗合バス事故対策本部の設置について

平成26年3月3日

1 平成26年3月3日（月）午前5時10分頃に発生した北陸自動車道小矢部川サービスエリアにおける高速乗合バスの事故発生を受け、事故情報の収集及び提供、地方運輸局への指示等の必要な対策を推進するため、本日午前10時、自動車局長を本部長として北陸自動車道における高速乗合バス事故対策本部（以下「本部」という。）を設置した。

本日午前12時、太田大臣の指示により、高木副大臣を本部長（野上副大臣を本部長代行）とする本部を立ち上げ、体制を強化した。

2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

本部長	高木国土交通副大臣
本部長代行	野上国土交通副大臣
副本部長	土井国土交通大臣政務官
本部員	国土交通事務次官 技監 本田国土交通審議官 大臣官房長 道路局長 自動車局長

3 本部の庶務は、自動車局において処理する。

4 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。